

## 名護市特定建設工事共同企業体事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、名護市が特定建設工事共同企業体に発注する建設工事の事務処理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 前項の規定にもかかわらず、市長がこの要綱により取扱うことが適切でないとする工事は、この要綱によらず別で特定建設工事共同企業体事務処理の取扱いについて定めることができる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定建設工事共同企業体 個々の建設工事の施工を目的として自主結成される共同企業体であつて、当該工事の完了又は成果物の引渡しにより解散する共同企業体をいう。
- (2) 自主結成 特定建設工事共同企業体の結成において、予備指名を受けた建設業者が自由に相手を選択し、共同企業体を結成することをいう。
- (3) 予備指名 工事を複数の共同企業体による指名競争入札によって発注しようとする場合に、共同企業体の構成員となり得る建設業者をあらかじめ必要数指名することをいう。
- (4) 選定委員会 名護市建設工事等請負業者選定委員会の設置及び運営に関する規程（平成元年訓令第1号）第2条に規定する名護市建設工事等請負業者選定委員会をいう。

### (対象工事)

第3条 選定委員会は、次の各号に掲げる工事について、当該工事の設計額が当該各号に定める額以上のときは、特定建設工事共同企業体方式により、予備指名業者の選定を行うことができる。

- (1) 建築一式工事 3億円
- (2) 土木一式工事 3億円
- (3) 電気工事 5千万円
- (4) 管工事 8千万円

2 選定委員会は、必要と認めるときは、前項各号の設計額未満の工事又は他の建設工事においても特定建設工事共同企業体方式により、予備指名業者の選定を行うことができる。

### (発注工事の通知)

第4条 市長は、特定建設工事共同企業体に工事を発注しようとするときは、発注工事名、工事場所、予定工期、工事概要、特定建設工事共同企業体の方式、入札に参加する者の資格その他入札に参加するために必要な事項を特記仕様書その他必要な記載事項を記した書面により予備指名通知日に予備指名を行う建設業者に通知しなければならない。

### (構成員の数及び組合せ)

第5条 特定建設工事共同企業体構成員の数は、2業者又は3業者とし、建設工事ごとに当該構成員の数を定めるものとする。

2 特定建設工事共同企業体の構成員は、原則として、名護市建設工事競争入札参加者資格及び指名基準等に関する規則（平成30年規則第1号）別表に規定するA級の格付を受けた建設業者のみで構成するものとする。ただし、他の工事の発注状況等により当該A級の格付を受けた建設業者のみで構成することが困難な場合は、当該別表に規定するA級及びB級での組合せができるものとする。

3 予備指名は、第1項により定められた構成員の数のグループに予備指名業者を割り振

ることにより行うものとする。

4 特定建設工事共同企業体は、異なるグループに属する予備指名業者間の組合せにより結成するものとし、第11条第2号に規定する場合を除き、同グループ内での特定建設工事共同企業体の結成を行うことはできない。

5 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(特定建設工事共同企業体構成員の出資比率)

第6条 特定建設工事共同企業体構成員の最小出資比率は、次のとおりとする。

| 構成員数 | 最小出資比率    |
|------|-----------|
| 2社   | 30パーセント以上 |
| 3社   | 20パーセント以上 |

(代表者の選定方法及びその出資比率)

第7条 特定建設工事共同企業体の代表者は、施工能力が大きく、円滑な共同施工の遂行において中心的役割を担える者であり、かつ、出資比率は、構成員中最大の者でなければならない。

2 前項の特定建設工事共同企業体の代表者となる構成員は、1業者とする。

(資格審査の申請等)

第8条 特定建設工事共同企業体としての資格審査を受けようとする者は、市長が工事ごとに指定する期限（以下「提出期限」という。）までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。この場合において、同一発注工事において2以上の特定建設工事共同企業体の構成員として資格審査の申請をすることはできない。

(1) 特定建設工事共同企業体資格審査申請書（様式第1号） 1部

(2) 特定建設工事共同企業体協定書(甲)（様式第2号） 3部又は4部

2 市長は、前項の書類の提出があったときは、その内容を審査しなければならない。この場合において、提出書類に不備がないと認めるときは、書類を受理し、市及び申請者でそれぞれ所持する。

(申請者の取扱い)

第9条 前条第1項の書類を提出した者は、当該書類に記載する構成員を変更することができない。第11条の規定により予備指名業者を追加した場合においても同様とする。

2 市長は、提出期限までに前条第1項各号に掲げる書類を提出しなかった者は、当該提出期限を過ぎた時点において、特定建設工事共同企業体の結成を辞退したものとみなす。

3 市長は、前条第2項の規定により提出書類の不備がなかった者を当該発注工事に係る入札参加有資格者とする。

(入札の辞退)

第10条 予備指名を受けた者又は前条第3項の規定による入札参加有資格者が入札を辞退するときは、入札辞退届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。この場合において、予備指名を受けた者の入札辞退は、市長が工事ごとに指定する期限までに行わなければならない。

(予備指名業者の追加等)

第11条 選定委員会は、予備指名を受けた者の入札の辞退によって、特定建設工事共同企業体を構成できないおそれがあると認めるときは、特定建設工事共同企業体の自主結成の機会が損なわれないよう、次に掲げる措置を行うことができる。

(1) 予備指名業者の追加

(2) 同グループ内での特定建設工事共同企業体の結成方式の採用

(準用)

第12条 前各条の規定は、工事に係る測量、建設関係コンサルタント業務等の委託業務に

ついて準用する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、特定建設工事共同企業体に関し必要な事項は、市長が名護市入札制度等検討委員会（名護市入札制度等検討委員会設置要綱（平成16年告示第32号）第1条に規定する委員会をいう。）に諮った上で、別に定める。

附 則（平成21年5月29日告示第65号）

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成28年8月19日告示第138号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成30年6月8日告示第101号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年8月13日告示第171号）